

管理業務主任者

令和2年度
管理業務主任者 全国公開模試
正解・解説冊子

れっく
LEC 東京リーガルマインド



0002221200504

VU20050

令和2年度 管理業務主任者
全国公開模試 正解一覧

| 番号 | 正解 | 自己採点 | 出題項目 | 番号 | 正解 | 自己採点 | 出題項目 | |
|-----|----|------|--------|-----------|-----|------|--------|--------------|
| 問1 | 2 | | 民法・その他 | 総則 | 問26 | 1 | 建築・設備 | 排水・通気・浄化槽 |
| 問2 | 4 | | 民法・その他 | 総則 | 問27 | 4 | 設備系法令 | 建築基準法 |
| 問3 | 2 | | 民法・その他 | 共有 | 問28 | 3 | 建築・設備 | 劣化・調査・診断 |
| 問4 | 3 | | 民法・その他 | 請負 | 問29 | 3 | 区分所有法等 | 敷地・敷地利用権 |
| 問5 | 1 | | 民法・その他 | その他 | 問30 | 4 | 区分所有法等 | その他 |
| 問6 | 3 | | 民法・その他 | 不法行為 | 問31 | 1 | 区分所有法等 | 集会 |
| 問7 | 4 | | 管理実務 | 標準管理委託契約書 | 問32 | 2 | 区分所有法等 | 団地 |
| 問8 | 3 | | 管理実務 | 標準管理委託契約書 | 問33 | 1 | 標準管理規約 | 用法・管理 |
| 問9 | 4 | | 管理実務 | 標準管理委託契約書 | 問34 | 2 | 標準管理規約 | その他 |
| 問10 | 1 | | 管理実務 | 滞納対策 | 問35 | 1 | 標準管理規約 | 総合 |
| 問11 | 2 | | 民法・その他 | 時効 | 問36 | 3 | 標準管理規約 | 役員 |
| 問12 | 4 | | 標準管理規約 | 費用の負担 | 問37 | 2 | 標準管理規約 | 理事会 |
| 問13 | 1 | | 標準管理規約 | 会計 | 問38 | 1 | 標準管理規約 | 用法・管理 |
| 問14 | 4 | | 会計 | 仕訳 | 問39 | 4 | 区分所有法等 | その他 |
| 問15 | 2 | | 会計 | 仕訳 | 問40 | 3 | 区分所有法等 | マンション建替え円滑化法 |
| 問16 | 3 | | 会計 | 税務 | 問41 | 3 | 管理実務 | 個人情報保護法 |
| 問17 | 1 | | 設備系法令 | 建築基準法 | 問42 | 2 | 管理実務 | 消費者契約法 |
| 問18 | 4 | | 建築・設備 | 建築材料 | 問43 | 1 | 管理実務 | 不動産登記法 |
| 問19 | 3 | | 建築・設備 | 給水 | 問44 | 4 | 民法・その他 | 賃貸借 |
| 問20 | 4 | | 民法・その他 | 品確法 | 問45 | 2 | 民法・その他 | 宅建業法 |
| 問21 | 2 | | 建築・設備 | 防水 | 問46 | 3 | 適正化法 | 適正化指針 |
| 問22 | 1 | | 建築・設備 | 遮音 | 問47 | 4 | 適正化法 | 定義 |
| 問23 | 2 | | 建築・設備 | 長期修繕計画 | 問48 | 1 | 適正化法 | マンション管理業者 |
| 問24 | 3 | | 建築・設備 | 耐震 | 問49 | 3 | 適正化法 | マンション管理業者 |
| 問25 | 4 | | 設備系法令 | 建築基準法 | 問50 | 2 | 適正化法 | マンション管理業者 |

民法・その他法令/総則

【問 1】 Aが自己所有のマンション（マンション管理適正化法第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の一室甲（以下、本問において「甲」という。）をBに売却し、Bが甲をCに転売した場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 AがDの詐欺により、A B間の売買契約を締結した場合、AはBがその事情を知っている場合に限り、A B間の売買契約を取り消すことができる。
- 2 AがDの強迫により、A B間の売買契約を取り消した場合、Aはその事情を知らないCに対して甲の返還を請求することができる。
- 3 AがBと通じて虚偽の甲の売買契約を締結した場合、Bが甲の所有者と称して、その事情を知らないCに譲渡したときであっても、AはCに対して、自己の所有権を主張することができる。
- 4 A B間の売買契約が、Bが法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくもので、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなくても、Bは意思表示を取り消すことができる。

正解
チェック欄

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|-----|-------------|------|
| 問 1 | 民法・その他法令/総則 | 正解 2 |
|-----|-------------|------|

- 1 誤 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法 96 条 2 項）。したがって、AはBがDによる詐欺の事実を知り、又は知ることができたときに限り、A B間の契約を取り消すことができる。

参考 20 合格テキスト①p20 2④

- 2 正 強迫による意思表示は、取り消すことができる（民法 96 条 1 項）。強迫による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者**にも対抗することができる（同条 3 項反対解釈）。したがって、AはDの強迫により A B間の売買契約が締結されたことを知らないCに対して甲の返還を請求することができる。

参考 20 合格テキスト①p21 2⑤

- 3 誤 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする（民法 94 条 1 項）。そして、この無効は、**善意の第三者**に対抗することができない（同条 2 項）。したがって、A B間の売買契約は、虚偽表示であり無効となり、この無効についてAは事情を知らない（善意の）Cに対抗（主張）することができない。

参考 20 合格テキスト①p17 2②

- 4 誤 意思表示は、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる（民法 95 条 1 項 2 号）。もっとも、この場合の取消しは、**その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り**、することができる（同条 2 項）。したがって、表意者が法律行為の基礎とした事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、Bは意思表示を取り消すことができない。

参考 20 合格テキスト①p18 2③